

認知症対応型共同生活介護事業「グループホーム菩提樹の家」運営規程

第一章 総則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人明照会が開設する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、介護支援専門員及び介護職員（以下「従業者」という。）が、認知症の症状を伴う要介護状態及び要支援状態の利用者に対して、適切な指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、認知症の症状によって自立した日常生活が困難となった利用者が家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、心身の特性を踏まえ尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行うものとする。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者が家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、心身の特性を踏まえ尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の認知症状の進行の緩和や悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 5 施設は、明るく家庭的雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行うとともに、事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町、連携する介護老人福祉施設や介護老人保健施設、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホーム菩提樹の家
- (2) 所在地 伊丹市中野西1丁目7番地3

(利用定員)

第4条 事業所の利用定員は9名とする。(個室9名)

第二章 人員

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、従業者の管理、事業の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対して法令等において規定されている事業の実施に関し遵守すべき事項について必要な指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員 1名

介護支援専門員は、利用者の要介護申請や調査、サービス計画の作成等の業務を行なうとともに、利用者やその家族の苦情や相談、他のサービス事業者や支援事業者との折衝などを行う。

- (3) 介護職員 3名

介護職員は、利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

第三章 設備

(居室)

第6条 利用者の居室は、全室個室とし、居室にはベッドを備品として備える。

(共同生活室)

第7条 共同生活室は、入居者が落ち着いて暮らせる設備とスペースを確保する。

(浴室)

第8条 浴室は、一般浴槽を備える。

(洗面設備及び便所)

第9条 洗面設備及び便所は、居室ごとに設ける。

(事務室)

第10条 事務室には、机・椅子や書類等保管庫など必要な備品を備える。

(その他の設備)

第11条 施設には、その他の設備として非常通報設備などを設ける。

第四章 運営

(内容及び手続きの説明並びに同意)

第12条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生の対応、苦情処理の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者またはその家族の同意を得ることとする。

(受給資格等の確認)

第13条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供をもとめられた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することとする。

2 事業所は、前項の被保険者証に介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するように努めることとする。

(稼働日)

第14条 事業所の利用可能な日は毎日とする。休日についてはこれを設けない。

(入所)

第15条 事業所は、認知症によって自立した生活が困難になった者に対し、その有する能力に応じ、可能な限り自立した生活を営むことができるよう指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する。

- 2 事業所は、正当な理由なくサービスの提供を拒まない。
- 3 事業所は、利用申込者が入院治療を必要とする場合、その他利用申込者に対し、自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護施設を紹介する等の適切な措置を講じる。
- 4 事業所は、利用申込者の入所に際しては、利用者の心身の状況、病歴等の把握に努める。

(退所)

第16条 事業所は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、その利用者及びその家族の希望、その利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その利用者の円滑な退所のために必要な援助を行う。

- 2 事業所は、介護職員、介護支援専門員等により、利用者について、その心身の状況やその置かれている環境に照らし、その利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
- 3 事業所は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(入退所記録の記載)

第17条 事業所は、入所に際しては入所の年月日並びに入所施設の種類及び名称を、退所に際しては退所年月日を、当該者の被保険証に記載することとする。

(介護の取扱い)

第18条 事業所は、利用者の要介護状態及び要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、その処遇を妥当適切に行う。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 事業所は、その職員が指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するにあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- 4 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊

急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

(保険給付のための証明書の交付)

第19条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(居宅介護サービス計画)

第20条 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 居宅サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により利用者について、その有する能力、その置かれている環境の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 3 介護支援専門員は、利用者及び家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 4 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、利用者またはその家族に対して説明し、同意を得なければならない。
- 5 介護支援専門員は、居宅サービス計画書を作成した際には、当該施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて第2項及び第3項の規程を準用して居宅サービス計画の変更を行う。

(介護内容)

第21条 介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。

- 2 事業所は、1週間に2回以上適切な方法により利用者を入浴させ、又は清拭を行う。
- 3 事業所は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、おむつを適切に随時取り替える。
- 5 事業所は、前各項に規定するもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 事業所は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 7 事業所は、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

- 第22条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供する。
- 2 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して行うように努める。

(機能訓練)

- 第23条 事業所は、利用者に対し、介護計画に基づいてその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(利用者の入院期間中の取扱い)

- 第24条 事業所は、利用者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって入院後概ね1カ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該事業所に入所できるように努める。

(相談及び援助)

- 第25条 事業所は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適格な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- 2 事業所は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の

有効期間の満了日の３０日前には行われるよう必要な援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

第２６条 事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

- ２ 事業所は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。
- ３ 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

(利用料)

第２７条 事業所は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護について厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から該当施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

- ２ 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定し支払いを受ける。
- ３ 事業所は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

(１) 生活費（家賃、光熱水費、共益費） 月額 ８６，０００円

(２) 食材費 朝食 ３１０円 昼食 ７００円 夕食 ６９０円

(３) 利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(４) 理美容代 １回あたり １，７５０円

(５) レクリエーション、クラブ活動費 実費

(６) おむつ代 実費

(７) テレビ持ち込み時の電気代 月額 １，０００円

(８) 利用終了日の翌日から居室が明け渡された日までの期間の費用

日額１０，０００円（食事代別）

- (９) 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって利

用者に負担させることが適当と認められるもの。

- 4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し利用料と、その他の費用（個別の費目ごとに区分したもの）等について記載した領収書を交付するものとする。
- 5 事業所は、前1項から3項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当っては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について、文書で説明を行い、支払い等に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（サービスの内容、利用料及びその他の費用の額）

第28条 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護のサービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、利用者が介護認定審査会において審査された要介護認定により作成された介護サービス計画書に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第29条 利用者が指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護のサービスを受ける際には、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、事業所の従業員の指導により居宅生活の維持継続に努め、他の利用者との共同利用の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。
- (2) 利用者は、共用施設及び敷地をその本来の用途に従って利用しなければならない。
- (3) 利用者は、共用施設・設備等の使用には十分注意し、清潔、整頓、その他環境衛生に協力するものとする。
- (4) 利用者は、事業所内において、従業員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動を行ってはならない。
- (5) 利用者は、管理者が別に定めるもの以外は、原則として事業所内に持ち込むことはできない。

（地域等との連携）

第30条 事業所は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

（衛生管理等）

第31条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲料水等について、衛生的な管理に努め、又衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品の管理を適切に行う。

2 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を、おおむね3カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び県連を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第32条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(掲示)

第33条 事業所は、見やすい場所に、運営規程の概要、従業者等の勤務体制、協力医機関等、利用料、苦情解決の仕組み、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密の保持)

第34条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

2 事業所は、事業所の従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者またはその家族に関する情報を提供する場合は、予め文書により利用者またはその家族の同意を得ることとする。

(個人情報の保護)

第35条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」並びに「個人情報保護規程」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供以外の目的では原則として利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の了解を得るものとする。

(苦情処理)

第36条 事業所は、その提供した指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関する利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受付けるための窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

- 2 事業所は、その提供した指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ、利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、その提供した指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第37条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（6カ月に1回以上）実施する。
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置を講じる。
 - (5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための専任の担当者を置く。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する

者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第38条 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該事業所を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

2 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(禁止行為)

第39条 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や習慣の相違などで他人を排撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) 指定した場所以外で喫煙し、または施設内で火気を用いること。
- (3) けんか、口論、泥酔等で他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- (4) 施設内の秩序、風紀を乱しまたは安全衛生を害すること。
- (5) その他管理者が定めたこと。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第40条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故の発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しなければならない。
- 4 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症

対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに、行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第41条 事業所の職員は、指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

(非常災害対策)

第42条 事業所は、非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置について予め対策をたて、利用者に周知徹底を図るため、必要な避難訓練などを年2回以上実施する。また、消防法に準拠して消防計画を別に定める。

(暴力団等の影響排除)

第43条 事業所は、その運営について、暴力団の支配を受けてはならない。

(運営内容の自己評価並びに改善及びその結果の公表)

第44条 事業所は、その提供する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 事業所は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(会計の区分)

第45条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業会計と、その他の事業会計を区分する。

(記録の整備)

第46条 事業所は、設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備し、その完結の日

から5年間保存する。

- 2 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(研修による計画的な人材育成)

第47条 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護が提供できるよう職員の業務体制を整備するとともに、職員の資質向上のため、その研修の機会を確保しなければならない。

- 2 前項の規定により、研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。

(就業環境の確保等)

第48条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものなど（以下「職場におけるハラスメント」という。）により、従業員の就業環境が害されることを防止するため次各号の掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 職場におけるハラスメントを防止するための施設の方針等を明確にするとともに、その内容について従業員に周知・啓発を行う。
- (2) 事業所は、従業員からの相談（苦情を含む）に応じるとともに、適切に対処するために必要な体制を整備する。
- 2 事業所は、利用者等からの著しい迷惑行為（以下、「カスタマーハラスメント」という）の防止等のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所は、カスタマーハラスメントにより、メンタルヘルスが不調となった従業員の相談に応じるとともに、行為者に対して、被害者一人で対応させない等の適切な配慮を行う。
 - (2) 事業所は、被害防止のため、マニュアルの作成や研修の実施など、業務状況等に応じた取組を行う。

(利用者に関する保険者への通知)

第49条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を保険者に通知する。

- 2 正当な理由なしに指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 3 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(その他の事項)

第50条 事業所は、利用者に適切な指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

2 事業所は、利用定員及び居室の定員を超えて運営をしない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

3 事業所は、従業員の資質の向上を図るため、随時研修の機会を設ける。

4 事業所は、従業員に対し身分証明書を発行し、従業員はその勤務中はその身分証明を携帯する事により、利用者又はその家族から求められた時にはこれを提示して身分を明らかにすることとする。

5 事業所は、その運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及協力を行う等の地域との交流を深めることとする。

6 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

7 従業員でなくなった者についても秘密を保持させるため、その旨を雇用契約内容に明記する。

(補則)

第51条 この規程に定めるもののほか、事業所の運営管理に関する重要事項は、社会福祉法人明照会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 3年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。